

**【表紙】**

**【提出書類】** 有価証券報告書の訂正報告書

**【根拠条文】** 金融商品取引法第24条の2第1項

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 平成20年6月4日

**【事業年度】** 第32期(自平成18年7月1日至平成19年6月30日)

**【会社名】** 株式会社C I J

**【英訳名】** Computer Institute of Japan, Ltd.

**【代表者の役職氏名】** 代表取締役社長 堀 信一

**【本店の所在の場所】** 神奈川県横浜市西区平沼一丁目2番24号

**【電話番号】** (045)324 0111

**【事務連絡者氏名】** 取締役 執行役員 高度技術長兼経営企画部長  
高見沢 正己

**【最寄りの連絡場所】** 神奈川県横浜市西区平沼一丁目2番24号

**【電話番号】** (045)324 0111

**【事務連絡者氏名】** 取締役 執行役員 高度技術長兼経営企画部長  
高見沢 正己

**【縦覧に供する場所】** 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年9月20日付で提出いたしました第32期（自平成18年7月1日至平成19年6月30日）有価証券報告書の記載事項について一部訂正を要する箇所がありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

## 2 【訂正事項】

### 第一部 企業情報

#### 第4 提出会社の状況

##### 3 配当政策

##### 6 コーポレート・ガバナンスの状況

###### （1）会社の企業統治に関する事項

## 3 【訂正箇所】

訂正箇所は\_を付して表示しております。

### 第一部【企業情報】

#### 第4【提出会社の状況】

##### 3【配当政策】

（訂正前）

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題の一つと考え、安定配当維持を基本としながら、業績と財務状況等を総合的に勘案し、剰余金の配当による積極的な利益還元を目指しております。また、内部留保資金につきましては、将来の成長分野への設備投資や経営基盤強化及び事業拡大に伴う資金需要に活用するとともに、キャッシュ・フロー重視の経営を推進し、経営基盤の一層の強化を通して株主の皆様のご期待にお応えしてまいりたいために、適切な割合を確保させていただき所存であります。

当社は、期末配当の基準日を毎年6月30日として、剰余金の配当をできる旨を定款に定めております。また、当社は、基準日を定めて中間配当及びその他の剰余金の配当を行うことができる旨を定款に定めております。

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定めることができる旨を定款に定めております。（以下省略）

（訂正後）

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題の一つと考え、安定配当維持を基本としながら、業績と財務状況等を総合的に勘案し、剰余金の配当による積極的な利益還元を目指しております。また、内部留保資金につきましては、将来の成長分野への設備投資や経営基盤強化及び事業拡大に伴う資金需要に活用するとともに、キャッシュ・フロー重視の経営を推進し、経営基盤の一層の強化を通して株主の皆様のご期待にお応えしてまいりたいために、適切な割合を確保させていただき所存であります。

当社は、期末配当の基準日を毎年6月30日として、剰余金の配当をできる旨を定款に定めております。また、当社は、配当の回数は定めておりませんが、基準日を定めて中間配当及びその他の剰余金の配当を行うことができる旨を定款に定めております。

当社は、剰余金の配当については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定めることができるものとしております。（以下省略）

## 6【コーポレート・ガバナンスの状況】

### (1) 会社の企業統治に関する事項

#### (訂正前)

##### 取締役の定数、選任の内容

当社定款においては、当社の取締役は10名以内と定めております。また、取締役は株主総会の決議によって選任しますが、その選任決議は累積投票によらないものとしております。

##### 取締役会への権限移動の内容

当社定款においては、つぎのように、取締役会への権限移動を定めております。

会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって同条第1項に定める市場取引等により自己の株式を取得することができるものとしております。

剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定めることができるものとしております。

会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む）及び監査役（監査役であった者を含む）の責任を、法令の限度において免除することができるものとしております。

##### 特別決議事項の変更の内容

当社定款においては、会社法第309条第2項に定める決議は、当社定款に別段の定めがある場合を除き、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行うものとしております。

#### (訂正後)

##### 取締役の定数、選任の内容

当社定款においては、当社の取締役は10名以内と定めております。また、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらないものとする旨を定めております。

##### 取締役会への権限移動の内容

当社定款においては、つぎのように、取締役会への権限移動を定めております。

会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって同条第1項に定める市場取引等により自己の株式を取得することができるものとしております。これは、企業環境の変化に対応し、機動的な経営を遂行することを目的とするものであります。

剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定めることができるものとしております。これは、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む）及び監査役（監査役であった者を含む）の責任を、法令の限度において免除することができるものとしております。これは、取締役及び監査役がその期待される役割を十分に発揮できることを目的とするものであります。

#### 特別決議事項の変更の内容

当社定款においては、会社法第309条第2項に定める決議は、当社定款に別段の定めがある場合を除き、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行うものとしております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。